（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	志津川漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部漁港整備推進室

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理	志津川漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 令和28年 3月	直営		
平成28年 4月 ～ 令和 3年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和 3年 4月 ～ 令和 8年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和 8年 4月 ～ 令和13年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指　定　期　間	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日 （5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	志津川漁港の指定施設	
所　在　地	本吉郡南三陸町志津川字林地先 本吉郡南三陸町志津川字南町地先 本吉郡南三陸町志津川字本浜町地先 本吉郡南三陸町志津川字大森地先	
設　置　年　月	平成13年4月	
根　拠　条　例　等	漁港管理条例	
設　置　目　的	プレジャーボート係留を適正化し，漁業者とのトラブルを防止することにより，漁港の適正な管理を図るもの。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　　造	
	内　　容	（林防波堤横泊地）延長20メートル，幅員10メートル （南防波堤横泊地）延長165メートル，幅員10メートル （大森護岸横泊地）延長40メートル，幅員10メートル （大森防波堤横泊地）延長120メートル，幅員10メートル
開　館　（　所　）　日		
開　館　（　所　）　時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	漁港管理条例第18条 第2号　指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号　指定施設の維持管理に関する業務	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	366 日	365 日	100.0%	99.7%
延べ利用者数	31 人	31 人	31 人	100.0%	100.0%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
	31 人	31 人	31 人	100.0%	100.0%
合　　計	31 人	31 人	31 人	100.0%	100.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	900	952	1,006	111.8%	105.7%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収 入 計 (a)	900	952	1,006	111.8%	105.7%

(2) 支出

人件費	780	932	886	113.6%	95.1%
施設管理費	120	20	120	100.0%	600.0%
事業運営費				-	-
その他				-	-
支 出 計 (b)	900	952	1,006	111.8%	105.7%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	・志津川漁港の指定施設において船舶を的確に係留させた。	・年間事業計画通りの事業運営を行い、漁業者とのトラブルもなく係留させた。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	・計画以上の収支実績であった。	・計画では900千円だったが1，006千円の実績となり計画以上だった。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効率性	管理運営体制	・本業務担当職員を指定施設の係留状況によって配置した。 ・担当外職員も漁港に行く場合は、指定施設も注意するよう指示した。	・事業計画通りの人員配置を行い、事業運営を行った。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規　4 人　非正規　人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	・指定施設の使用許可申請受付、許可証の交付、使用料の徴収を行った。	・申請受付、許可証の交付、使用料の通知等速やかに行った。 ・使用料の納入通知等は余裕を持って送付を行っているが使用料の納入遅れが数名いた。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
有効性	利用実績	・計画利用隻数であった。	・事業計画通りの利用隻数であった。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
	利用者サービスの向上	・定期的な清掃を行うと共に漁業者の協力も得ながら、安心して係留できる体制をとった。	・係留場所近くで作業している漁業者へ異変等何かあった際の協力を得られる体制を整えた。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	・利用者から寄せられた要望や疑問点を漁港部と合同で話し合いを行った。	・要望がある場合には聴取を行った。 ・隻数の増加等の要望は寄せられるものの、むやみに隻数を増やしても管理等が難しくなるという懸念がある。	A	利用者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
その他	県民の平等利用	・住所地に関係なく公平な対応を行った。	・利用者には内陸部の方が多数であり、県外の方もおられるので住所地に関係なく平等な対応を行ったといえる。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	・巡回点検時及び利用者への声掛けも行い事故防止に努めた。 ・緊急の対応が図られるよう漁業者に情報提供や協力体制をお願いした。	・荒天の際には見回りを強化した。 ・係留場所近くで作業している漁業者へ情報提供や協力をお願いした。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	・個人情報の保護の重要性を認識し業務を通じて得た個人情報は、個人情報を保護する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例を遵守した。 ・管理業務従事者は下より漁協職員全員には、業務上知り得た個人情報を他に漏らし、また不当に利用しないよう徹底した。	・情報は外部に漏洩しないよう徹底した。	A	個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、情報公開はモデル規程に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
	自主事業の実施					
	その他の取組	・前年度同様に更新時、新規申請時に利用者の方へルールとマナーの周知を図った。	・内陸の方が多いので、許可証交付の際に水産庁の『遊漁のルールとマナー』という冊子を同封し周知を図った。	A	適正な利用のための独自の取組として評価できる。	A
総 合 評 価			・計画よりも実績が上回った。特に大きなトラブルもなく適正な運営管理を行えた。	A	概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準（目安）】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準（目安）】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	・利用者は内陸部及び県外の方もおられるので、釣りを行う際のルールやマナー等を継続して周知を図る。 ・使用料の期日までの納入や各々の船舶やロープ等の維持管理等最低限の事は行っていただくよう漁港部のご協力を得ながら指導を行っていきたい。 ・荒天による漁船の被害等が発生した場合は利用者への注意喚起をさらに行っていきたい。	適正な施設管理がなされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。